

# 近代日本の仏教教団における「教学」

—その用例と「教師」—

阿部 宏 貴（貴 子）

はじめに

智山伝法院では、平成二十五年より「教学を再考する」を総合研究テーマに研究を行ってきた。前回の研究テーマ「近代と仏教」では、近代仏教学が盛んとなった背景や、それに伴い教義研究（教相）が実践体験（事相）から隔たった経緯を反省を含めつつ考察したが、本研究会では教義と実践に基づくとされる「教学」の枠組みを考察し、今後どのような「教学」領域を構築していくべきかを議論している。

宗学としての「教学」の再構築については、平成八年に故宮坂宥勝猥下が著した「智山教学について—序説—」（『現代密教』第九号）ですでに論じられている。当論文ではまず「宗学」と「教学」を定義して次のように述べる。

「各宗の伝統的教学を「宗学」という。宗学については「各宗門の教義に関する学問」（『広辞苑』）であると

説明されている。…一方また、「教学」—智山教学など—という語がある。これは「宗教の教義の理論と研究」(『広辞苑』)とある。したがって、宗学は特定の宗派に限定されるとしても、教学も宗学とはほぼ同義語であると理解してよいであろう。<sup>①</sup>

そして、今後の教学研究の方向性について、(一) 両部大経・宗祖の撰述に学ぶこと、(二) 根来・智山の伝統教学を検討しその継承発展を図ること、(三) 伝統教学に執られる必要はないが何らかの確固とした教学を根拠とすること、(四) 現代の諸問題、時代意識にもとづいて、ロゴス中心の宗学(仏教学)と実践的側面を重視する宗学(仏学)を両立させる新教学を構築すること、と提起されている。<sup>②</sup>

私たちが常にこの問題意識を共有し、これを基点として研究すべきであることは言うまでもない。ただ「教学」の意味する領域はあまりにも広い。当論文では「宗学」と同義と定義しつつも、さらに広範な学問領域を意図している。そこで、「教学」の意味を根本から探るために、明治期より頻繁に使用されてきたこの語の用例を確認する必要があると思う。

明治期における「教学」の用例については、すでに田中悠文「近代的仏教々団としての「真言宗智山派」の成立—「教学」の問題をめぐって—」(『現代密教』第二十四号)に詳述されている。<sup>③</sup>それによれば「教学」は、明治四年に初代文部大臣の森有礼によって「教育」を示す語として、また明治十二年には明治天皇内示『聖旨教学大旨』で「皇国・道德教育」を示す語として用いられるようになったという。そして、智山派では「布教・興学」を「教学」と見なしていたと論じている。

ただ近代以前に「教学」の語がなかったわけではない。真言宗の両祖大師や学僧の著作には見られないが、十

四世紀に天台宗の伝承を表した光宗著『溪風拾葉集』では、天台の学僧を「教学輩」「教学人」と述べている。<sup>(4)</sup> また教義の学問という意味で「天台教学」「教学所談」という語も見られる。<sup>(5)</sup> そして道元は、『正法眼蔵』にて禅学のあり方を「ただ三乘十二分教をあきらむるを教学ノ家風とせり」「このゆえに古今に仏法の真実を学する箇箇。ともにみな従来の教学を決擇するにはかならず仏祖に参究するなり」と述べており、<sup>(6)</sup> 明らかに「教学」を学問的伝統ととらえている。

しかし、明治期には、こうしたいわゆる教義の学問という意味ではほとんど使用されていなかった。特定の宗派や宗祖の教義についての学問を「教学」とさかんに表現するようになったのは、時代がかなり下り戦後のアカデミズムにおいてであったと思われる。

そこで本稿では、まず田中論文で考察された智山派における「教学」の用例を軸に、明治・大正期における用例の変化と、宗派間の相違を整理する。次に「教学」と接点のある「教師」の定義を浄土宗・真宗大谷派・天台宗・智山派・豊山派・高野派の宗制をもとに確認する。最後に「教学」と「教師」の連関を俯瞰してみたい。

## 一、「教学」の用例

### (一) 明治二十年前後の新義派

真言宗では、明治十八年にそれまで東寺に開校していた学校「総鬘」を新義大学林と古義大学林とに分けて設立し、翌年には智山・豊山を「真言宗新義派」と公称することとなった。田中論文が指摘するように、この際に新義派が提出した『新義真言宗別派理由書』には「豈亦興学布教の要を問うふの違あらんや：以て益々教学の拡張を図る」と示されている。<sup>(7)</sup> これが新義派における「教学」の最初期の用例であり、その語は明らかに「布教・興

学」を表している。明治十九年に発行された『真言宗新義派成規』には「教学」の語こそ見られないが、その冒頭には「新義真言宗」を称して本派大学林を別置し「布教と学事との隆盛」を図ると明示する。

明治二十二年には新義真言宗振教会により機関紙『密厳教報』が発行された。これも田中論文に指摘されるが、この創刊号には振教会規則として「本会は根嶺縉素の団結を專旨とし加持一門の教学を振起し併せて国益を興すを目的とす」とあり、続いて高志大了が振教会の目的を「布教興学」の「教学二途」であると述べている。独立後の新義派では、独自の教義を学びそれを布教することが急務とされていたのである。

ただし「教学」の語が使われる場合には、布教のテクニクよりも、布教のための学習を意味することが多い。『密厳教報』によると、明治二十一年には「教学研究会」なるものが発足している。明治二十二年十月の『密厳教報』第四号の記事には、東京府の新古両派の僧侶二百名以上が安心試験を受け、教学研究会が盛んに開催された地域の僧侶に優秀者が多かったと記されている。翌年の同誌第十六号「教学研究会」の記事によれば、中野村慈眼寺において三年前から研究会が開催され、大学林教授の小柴豊嶽師が『弁顯密二教論』を講じたとし、翌年にも同師による『阡字義』が開講されたという<sup>11)</sup>。

一方、「教学」が学問に走ることの反動も見られる。『密厳教報』第五〇号の斎藤隆現による「密厳教の教学を論じて宗門の拡大を謀る」では、「興学は如実知心の仏乗を学する正法輪、布教は阿字本生の真理を広演分布する教令輪なり」と述べつつ、いまは教相のみに専念してただ解釈の理論に走り、観法を行じず菩提心の本旨を忘れてると非難する<sup>12)</sup>。このことは先に掲げられた「教学二途」を忘れ、ただ学問を重視する傾向があったことを暗示している。

こうした動向を受けてか、同誌は明治二十五年の第六十二号から、巻頭に「教学」という連載記事を掲載する。

初回は、「真言宗綱要」「般若心経通俗談」「慈雲尊者法話」が収められ、法話に利用できるとような教義の解説を掲載している<sup>13</sup>。毎回異なる教義や法話が収められ、明治二十九年の第一四八号まで連載された。

## (二) 明治三十年以降の智山派

明治三十三年、智山派は独立し、それとともに智積院内に智山派中学林と智山派大学林を開設した。すでに政府は、明治三十二年に「私立学校令」と、それに伴う訓令第十二号「宗教教育禁止令」を公布しており、智山派も大学林を私立大学にすべく、普通科目等の充実と学校整備を図るが資金や設備等の不足から非常に困難な状況であった。しかし明治三十六年に「専門学校令」が公布されると大学林を専門学校にするため「智山勸学院」と改めた。こうして発行された明治三十八年の『新義真言宗智山派宗典』では、大きく条項が整備された。ここに「教学」の新たな用例が現れる。

### 第五章 教育

第三十二条 本派は僧侶に必要なの学科を授け教学、堪能の教師を養成する為め宗学校を置く。

第三十三条 本派僧侶檀信徒の子弟を教育する為め普通学校を設けることを得

### 第六章 布教

第三十五条 本派の教義を宣揚し濟世度生の為め左の布教を實行す

第三十七条 布教、堪能の教師を養成する為め布教練習所を置く

智山勸学院学則 第一章 総則

第二条 本院は自他部の仏教を主とし兼て参考余科の学科を加えて教授し進んで事教二相の蘊奥を研究せしむる処とす<sup>14</sup>

このように、宗学校、すなわち智山勸学院では教学に堪能な教師を養成するため宗学・仏教学を教え、事教二相の研究を促し、布教練習所では布教に堪能な教師を養成するという。こうして「教学」は制度上「布教」と異なる領域に設定されたのである。

また、この宗制にて初めて「宗務所」に「教学課」が設置される。教学課の任務は、布教・教会講社・学事・学階教師補免・法資養成に関する件と定められた。したがって、「教学」は宗学校での学問を示す一方で、教学課としては布教・教育・教師補免の領域を担うものとされた。こうした「教学」の用例は大正期の宗制までほとんど変更していない。

以上から、新義派では明治十九年以前から「教学」を布教と興学と捉え、明治三十年代には宗派の機関として、その両者を管理する「教学課」が現れた。しかし狭義には「宗学校での学問」を表すようになったといえる。では次に、他の宗派が「教学」をどのように捉えていたのかを見てみよう。

### (三) 他宗の場合

#### 豊山派

豊山派の場合、大正元年の『豊山派宗憲宗規』「第一編宗憲」および「教育規則」に示す通り、ほとんど智山派と変わらず、「教学」を宗学校である豊山大学にて養う学問と捉えている。だが、「布教」の代わりに「伝道」

という語を用いるため、そもそも「教学二途」の考え方をあまり固持していないようである。

## 第五章教育

第三十条 教育は宗門必須の学科を授け、教学、堪能の教師を養成するを目的とす

第三十一条 教育の目的を達せんが爲め宗学校を置く

## 第六章伝道

第三十四条 伝道は本派の教義を宣揚し、濟世度生の目的を達すべきものとす

第三十六条 伝道講習の機関として講習所を設くることを得<sup>(15)</sup>

## 古義派

古義派の場合には、明治期の宗制を見るかぎり「教学」の語はない。そこで明治三十六年に祖風宣揚会により発行された『六大新報』の記事を概観してみよう。

まず同年七月の創刊号では、巻頭社説「六大新報の本領」に真言宗教義の發揚を目的とすると力説している。

そして、真言宗の教義は、孔子の仁義、老莊の自然、ソクラテスの知育、ホッブスの利己論、キリスト教の博愛主義など「各教各派の教義学説」を包含するとし、弘法大師は「智的方面に於いて毎に進歩的態度を執り…六大周遍の一大原理に基き古人東西の有ゆる教学を網羅吸収」したと述べている。ここでの「教学」は、各宗教や各学者の思想を示している。

この巻頭に続き、のちに真言宗の貫主となる土宜法龍が「祖風宣揚会の設立について」のなかで「宣揚会の取

るべき業務如何と云うに、内は我が宗派に向て教学、発展の世話やきとなり、外は社会の公益事業に對して直接に間接に、自ら主人公となり、または人の善事を補助する世話人となる」と述べている。すなわち内の「教学」は外の「布教」とは異なる領域であることを意図している。<sup>17)</sup>

明治三十九年七月の巻頭社説「宗学發揮」<sup>18)</sup>では、「教学」と「宗学」とが異なる学問領域であると記されている。維新以来、西洋の科学・哲学に對抗して仏教哲学は盛んとなったが、宗学が發展していないとし、「而して所謂史的研究、比較的研究の結果、各宗祖師の伝記、教理の価値等も漸く明確となり、教学の盛実、に前古に比なしと云うも可也。されど……我宗義は未だ多く世に解説せられざるが如きは何故ぞや」と主張する。そして、宗学には口伝相承の尊重と同時に、史的研究や比較研究などの新しい研究方法が必要であると強調する。ここでは、「教学」を仏教の思想的・歴史的考察と見なし、伝統教義の学習である「宗学」とは別に捉えている。

このように古義派では「教学」を仏教研究と見なすが、それゆえにかえって「布教」と「興学」が乖離することを憂う発言も現れる。『六大新報』で主筆を務め、学者でもあった羽峰（高見寛応）は、明治四〇年の『六大新報』に「立教の精神と教学の方針」を寄稿し<sup>19)</sup>、「教学二途」すなわち布教と学理の分離を非難している。「布教」は西洋的な演説の影響で法談に終始し、「学理」も知識の培養ばかりで内的修養は疎かにされている。今こそ「菩薩戒、結縁もしくは受明灌頂の如きを布教本位に置き」「従来の講伝、伝授はやはり学究的傾向があつて、その特徴を直現する風尚」が必要であると述べる。すなわち布教と学理は不可分でなければならず、その基礎は事相であると主張している。

以上のように、古義派の碩学は「教学」を「宗学」とは異なる教義の思想的研究と見なし、また「教学二途」に触れるも「布教」を前面に出していないことが分かる。

浄土宗

浄土宗では、明治初期から「教学」の語を用いていた。明治九年、増上寺と知恩院はそれぞれ宗学校東校・西校を開校し、この東校開校式に際し増上寺の福田行誠が述べた「祝論の文」には「教学に二種あり、一に曰く内教、二に曰く外教」とあり、宗学や諸学問の勉学の必要性を説いたという<sup>20</sup>。ここでは、明らかに「教学」を学校での学問と見なしている。

明治二十五年の『浄土宗制規類纂』「第十二章僧侶」においても、「教師は宗学高等科を卒業したる者之に任ず、前項の外学識徳望ありて教学の事に功績あるものは公会に諮詢して教師に任ずることあるべし」とある<sup>21</sup>。すなわち宗学校での学科の履修、あるいはそれと同等の学識のある者が教師と見なされている。

明治二十八年の『浄土宗現行宗制法規類纂』になると、「学階」の基準が設けられている。五級得業は、宗学高等全科を卒業したものに与えられ、四級擬講は「得業の学階を受けたる後本校又は支校の教授其他教学の事に熟練したる者」とされ、三級講師は、四級を受けた七年後より「教学の事に熟練し学徳共に一宗の師長と為すに堪へたる者」とある。高等科の学科の履修を条件として昇級する仕組みであるから、ここでは学問研究とともに教育経験をも意図しているのだろう。

明治三十一年の『浄土宗制規類聚附・宗制義解』になると、「教学院」なる機関を設立し、「教学院は布教宗学及び学階に関する規則を協賛し并に教学事項の付官長の諮詢に応答す」と記す。すなわち、ここで初めて「布教」「宗学」の双方を担う機関が設けられた<sup>22</sup>。ちなみに宗務組織としてはすでに「布教部」と宗学校や徒弟教育に携わる「宗学部」は分かれている。

このように浄土宗においても、狭義には宗学・一般教養を含めた宗学校での学問を「教学」というが、明治三十年代になって「布教」「宗学」を「教学院」組織のなかに組込むようになった。

### 真宗大谷派

真宗大谷派は他の宗派に先んじて「教学二途」を主眼とした教育改革を行っている。明治五年に、東本願寺の大谷光瑩や石川舜台らがヨーロッパに向かい、パリで岩倉具視・伊藤博文の一行と接触していたことは周知のことであろう。彼らが翌年に帰国すると、宗内には翻訳局が整備され、仏典の翻訳や真宗典籍の編集がなされるようになり、学寮も「貫練場」と改称されそのカリキュラムは近代的な学科システムへと改編された。宗乗のほか余乗の真言・天台・華嚴・法相・三論・律・俱舎の科目は充実し、さらに梵語学、また地理や史学や算法などの外学の科目も設置された。その後、貫練場は「貫練教校」（明治十二年）の改称を経て、「大学寮」（明治十五年）となった。

しかし、学問が形式化し、道德教育や門徒への布教が衰退した反省から、明治十六年には大学寮を開始し「教学振起」を提唱する。このときの通達『配紙』には次のように示されている。

「維新以来、教学策進の道を開き、教校を各地に置き、布教を海外におよぼし、おおいに一宗の繁盛を希望あらせられ候ところ、ややもすれば世上の風潮に移され、何となく教家の本意にもどり、学業は名利の階梯となり、道德の風儀は自然に滅し、それがため、門徒の信用もしたがいてかるんじ…この度まず大学寮を再築し、三講者を置き、教育の方法を改良し、教学策励遊ばされ候御趣意に候条。」<sup>24</sup>

このように、学問と布教の墮落を嘆き、あるべき「教学」の場の設置が主張された。このため明治二十一年に

は、宗内に「布教・勸学」を担当する「教学部」が設置された。前述のように、新義派は明治十九年の独立に伴い、「教学二途」の隆盛を唱導したが、これは大谷派のように教育改革が進む他宗の影響を強く受けていると思われる。

さて、明治二十七年には清沢満之を中心として大学寮の改革が行われた。「大学寮条例」では、「本科」「研究科」に宗乗・余乗・外国語・近代科学などの学科を設け、伝統的な師資相承による教育が「安居」として、その下に設置された。しかしこのときの改革があまりに厳格だったことや、安居の位置が軽視されたことから、この学制は長く続くことなく廃止された。そして明治二十九年には、大学寮の「本科」「研究科」が「真宗大学」に、「安居」「宗乗専攻院」は「真宗高倉大学寮」に分離することとなった。真宗大学の目的は「派内の僧侶をして、深く宗乗・余乗等須要なる学科を研習せしめ、教導の重任を尽くすに足るべき智徳を養成する」とあり、安居は「師資相承を重んずるの本旨にもとづき、法主特命の講義をなし、宗意を受得せしむるところ」と定められた。<sup>28</sup>真宗大学の初代学長には清沢満之が就き、前述の田中論文にも指摘されるように、布教と勸学を意味する「教学」の充実が再度提起された。そして、西欧の学問を具えつつ宗義や仏教教義を自由討究する重要性を訴え、門徒への布教に耐えうる智徳をもつ人材を養成することが強調された。一方で高倉大学寮は師資相承と宗義の研鑽を重視することとなり、両者に確執が生まれていったという。

明治三十三年の宗制『真宗大谷派宗門時言』「第八篇教学」には「勸学」「布教」の細則が示されるが、その序論には次のように、学問に対する布教の軽視を問題とし、布教と勸学の一体たる「教学」を強調している。

「教と学とは親密不可離の関係を有し教は学によりて成立し、学は教によりて活用す。換言すれば教は学の目的にして学は教の手段たり…手段たる学は重く目的たる教は反て軽せられるが如き傾あるは…教学相依りて

双翼の軽重なきが如く<sup>26)</sup>

こうして大谷派では、「教学」を「自由討究の学問」と「布教」と見なし、二途一体の立場を保持したのである。

以上、智山派ならびに他宗の「教学」の用例を見てきた。概して「教+学」の複合語は「教えること・学ぶこと」「学問を教えること」「教えを学ぶこと」という読み方がある。

明治初期には、一般に「教え・学ぶ」ための教育方針や教育科目の仕組みを表していた。しかし仏教教団においては、明治十二年に福田行誠が「教学」を内教と外教の学習と述べたように、むしろ「教えを学ぶこと」、すなわち宗学校における宗学や一般教養の学習を意味していた。

しかし、明治十年代に近代的教育の学問偏重に危機感を抱いていた大谷派が、「教学二途」を謳って教育改革を開始すると、明治二十年前後から新義派を含め他宗でも同様の動きを取るようになる。そして明治二十一年に「教学部」を設置した大谷派を皮切りに、三十年前後から他宗にも教学部(課)が設けられ、「学事・布教・教師補任」の制度化が進められていった。ただしこれは同時に、学問と布教の分離が顕在化したことをも意味している。智山派の場合はとくに宗学校での学問を「教学」と見なし「布教」との区分を認めていたといえよう。

## 二、教師とは何ものか

以上のように、「教学」は広義には「布教・興学」、狭義には「学校における学問や仏教研究」と捉えられてきたが、宗派においては「学問を教える」組織すなわち、教師育成のためのカリキュラムをも意味していた。そこで改めて「教師」とは何ものなのかを考えてみたい。

明治三年、近代的高等教育をすすめるため、明治政府は大学の学科として教科・法科・理科・医科・文科の五科を設置した。教科とは国民教化、修身の学科である。しかし明治五年に公布された学制では、技術的実学的な学問が優先され教科は外された。一方で中央集権的体制を固め皇道宣布を展開するため、政府は明治五年、文部省とは別に教部省を設け、その下で国民教化の基本となる三条教憲を定めた。三条教憲とは「敬神愛国の旨を体すべきこと」「天理人道を明にすべきこと」「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきこと」である。そして、教部省はこれを教導する神官と僧侶を「教導職」に補した。

教導職には十四級（正・権―大中少教正、正・権―大中少講義、正・権訓導）が定められ、六級以上は教部省の直接任命、七級以下は各宗管長の推薦とされた。<sup>27</sup>翌年二月には、先の三条に加え、「神徳皇思の説、人魂不死の説、天地造化の説、顕幽分界の説、愛国の説、神然の説、鎮魂の説、君臣の説、父子の説、夫婦の説、大政の説」の十一兼題が加わり、これらに熟達していることに加え、品行・人望・学識・講義・篤志の五科を検査して教導職が補された。<sup>28</sup>このため、神官僧侶の研修場として大中小教院が設けられ、履修科目が徹底され、<sup>29</sup>翌年には僧侶は「教導職試補以上の者にあらざれば寺院住職たるを得ず」と限定された。<sup>30</sup>この制度は、本願寺派の島地黙雷の反対運動等により早くも明治十七年に廃止されたが、同年発布の太政官布達第十九号には「神仏教導職を廃し寺院の住職を任免し教師の等級を進退することは総て各管長に委任」と公示された。すなわち、三条教憲や十一兼題を教導する任は解かれたものの、僧侶には「教師」という階級だけが残されることとなった。仏教宗派にとっては、何を教育する「教師」を養成するのも一任されたことになる。こうしてその出発からして定義の曖昧な「教師」たるものが生まれた。このことは、政府に宣揚され、その後宗派に残された「教学」の不明瞭さと軌を一にするものである。

では、各宗派は「教師」をどのように定義したのだろうか。ここでは便宜的に、教師となる条件と、教師の役割とに分けてみてみよう。

浄土宗では、前述した明治二十五年の『浄土宗制規類纂』『第十二章僧侶』に次のように記され、続く明治二十八年の『浄土宗現行宗制法規類纂』『教師教師補任免規則』では左記のように示される。すなわち、宗学高等科の卒業、あるいはそれと同等な学識をもつこと、さらに「教学」すなわち学問に従事し、伝道に堪能なことが教師の条件とされている。

## 第十二章僧侶

第七十四条 教師教師補を僧侶とす

第七十五条 教師は宗学高等科を卒業したる者之に任ず

前項の外学識徳望ありて教学の事に功績あるものは公会に諮詢して教師に任ずることあるべし<sup>①</sup>

教師教師補任免規則

第一条 教師に任ずるものは：外宗学高等科を卒業し左の各項を具備したるものとす

一 二箇年已上教学の実務に従事し現に教師補たるもの

一 本宗の伝道に堪能にして修身上瑕瑾なきもの<sup>②</sup>

また明治三十一年宗制の「僧侶分限規則」では、教師に八級の等級を設け、非教師を讚衆・学衆とに分けてい

る。そして次のように、教師昇級の条件は学識があり、「教学」すなわち学問に携っていることとされ、教師の任は布教に従事することと記されている。このように、教師は「教えを学ぶ」ことを条件とし、「学を布教する」任が与えられたのである。

#### 僧侶分限規則

第七条 教師にして学徳練達若くは教学、及宗務の事項に就き特に功劳ある者は其功績選考の上進級せしむることを得

第十一条 教師は説教法話を執行し総て教導に従事するを以て任務とす<sup>33)</sup>

一方、浄土真宗大谷派では、「教学」の熟達については触れないが、布教の任について強調する。明治三十三年の『真宗大谷派宗門時言』「第二章僧侶」の条項で、僧侶とは度牒を授与したものの総称であるとし、教師を僧侶にして布教に従事する者、非教師を未だ補任せられざる者と定めている。さらに、大衆に説教ができるものは教師に限るが、非教師であっても住職の指示を受けて寺院の内外で布教をすることができると述べている。そして「第四節教師」の条項には「僧侶中布教の重任に耐える者に付て之を補任することを以て教師は僧侶中純粹なる者」と定義し、教師に十四級（正一権・大中小賛教、正一権・大中小賛助、助訓、準助訓）を設け、第七級以下を試験検定により任命するとしている<sup>34)</sup>。

しかし、布教の任を強調していない宗派もある。天台宗では、明治四十二年の『天台宗憲章並宗則』において、

僧侶の任を「興学布教」とし、教師の等級を十四級と定めるものの、<sup>(35)</sup>教師の任についての規定はない。教師となるためには得度と四度加行修了により教師試補となり、宗学校で指定学科を履修することと定める。

智山派の場合は、明治三十六年の『新義真言宗智山派法規類篇』に、教師の称号を十五級（正一権・大中少僧正、正一権・大中少僧都、正一権・律師、教師試補）と規定する。そして次のように、教師となる条件を、得度・中学林卒業および入壇灌頂とし、教師でなければ葬祭導師と布教ができないと定めている。

#### 第十一章 僧侶及教師

第四十七条 本派規定の得度式を了へたるものを僧侶とし僧名を公称せしむ

第四十九条 本派僧侶は中学林を卒業し入壇灌頂以上の者にあざれば教師たることを得ず

第五十一条 教師にあざれば葬祭の導師及び布教をなすことを得ず<sup>(36)</sup>

明治三十八年の『新義真言宗智山派宗典』では、教師の条件に規定の学科の単位取得が加わり、教師の任を教義の宣布、僧侶の任を葬祭導師と示唆している。また教師の称号として僧侶と異なる八級（大教師、一〜六級教師、準教師）を設けた。当宗制では、前述のように、宗学校を「教学に堪能な教師」、布教練習所を「布教に堪能な教師」を養成する場と規定しており、ここでの教師の任と連動しているといえる。

#### 第八章 僧侶及教師

第四十三条 本派規定の得度式を了へ度牒を受けたるものを僧侶とし僧名を公称せしむ

第四十四条 僧侶の交衆をなし入壇灌頂以上のものにして本派規定の学科を修むるものならざれば教師たることを得ず

第四十五条 僧侶及教師は本派の法脈を相承し教義を宣布し法儀を執行するを任とす

教師にあらざれば公衆に対し教義を宣布することを得ず

僧階を有する僧侶にあらざれば葬祭の導師たることを得ず<sup>(37)</sup>

ただし大正元年の『新義真言宗智山派宗典』では、第四十五条第二文のみを「教師にあらざれば公衆に対し教義を宣布し葬祭の導師たることを得ず」と改め、教師と僧侶の任の区別を避けている<sup>(38)</sup>。一方、教師の条件としては新たに、智山勸学院の予科・本科三年・研究科二年・大学院二年に取得する単位に依じて、教師試験補から権大僧都までを得ることが規定された<sup>(39)</sup>。もともと単位取得と教師等級の連関は明治期から規定されていただろうが、宗制での明記は見られない。

さて豊山派の場合、大正元年の『豊山派宗憲宗規』によれば、「第八章僧侶及教師」の条項は、前述の智山派の第四十三条〜第四十五条とほぼ同様である。ただし智山派の第四十五条第二文に相応する箇所には「教師にあらざれば公衆に対し教義を宣布することを得ず」とあり、葬祭については触れていない。また教師の称号として僧階の十五級とは異なる八級（大司教、一級〜五級司教、準司教、補教）を設けている<sup>(40)</sup>。

高野派の場合、明治四十四年の『古義真言宗宗制類纂』では、教師等級十四級を記し、「第七章僧侶及教師」の条項には、智山派と同様「教師に非ざれば葬祭の導師となり又布教をなすことを得ず」と定めている。<sup>(4)</sup>年代は下るが、昭和六年の宗制には次の通り、教師の任に関する記載がなくなっている。

### 第九章 僧侶及教師

第六十三条 得度式を了へ度牒を受けたる者を僧侶と称し僧籍に編入し僧侶を公称せしむ

### 宗規僧侶分限規則

第六条 教師は四度加行成満受戒法灌頂受了又は別行修行成満の者に対し別を定むる宗規により是を補任す  
 第七条 僧侶は本宗の法脈を傳承し其分限に応じ教義を宣布し法儀を執行するを任とす<sup>(4)</sup>

この第六条の「別を定むる宗規」とは大学林規定ことを指す。古義派では明治十九年に古義大学林を開校し、年級に応じた教師等級を設定している。明治二十八年においても、一年目の一・二級で権律師、ないし五年目の八・九級で中僧都を得ると定める。<sup>(43)</sup>ただしこの宗制では教師の任については記載なく、僧侶の任として教義宣布と法儀執行を挙げている。

以上のように、明治政府によって等級だけ残された「教師」に、各宗派はその意味づけを一任される形となった。浄土宗では、教師の条件として「教学」（学問・教育）の熟達を重視したが、他の宗派は指定単位の取得、天台宗や真言宗では加えて得度や灌頂の修了が求められた。また教師の任を「布教」と強調する浄土宗や大谷派

に比して、天台宗や真言宗では「教師でなければ教義を公衆に宣布できない」とされるに留まり、積極的に布教や教義の教育に従事する役割を示していない。

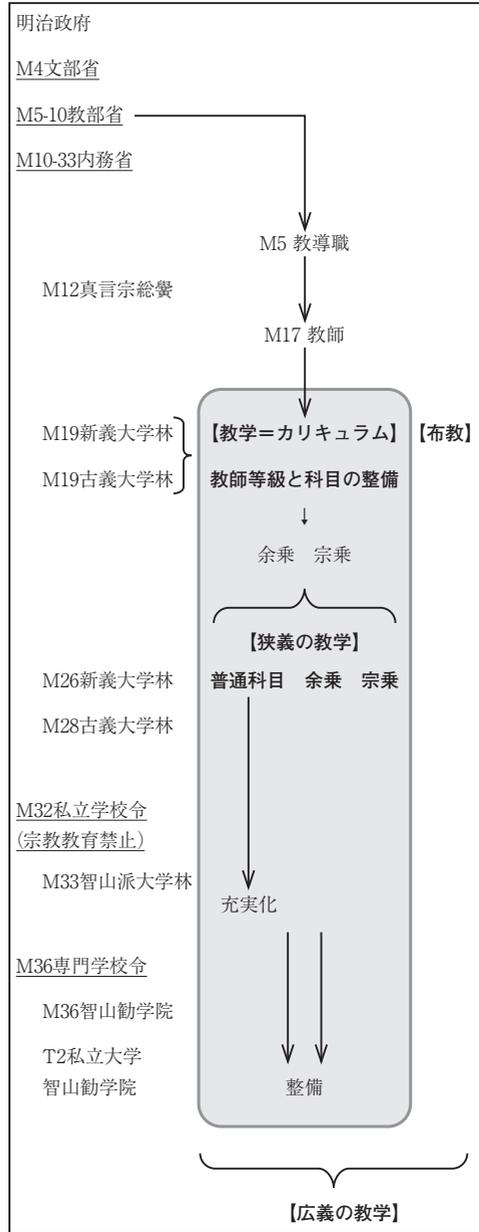
このことは現在でもほとんど変わっていないようである。現行の『真言宗智山派宗法』によれば、「得度を畢り、度牒を受けて僧籍に登録された者を僧侶といい、さらに一定の行位を履修し、僧階を取得した者を教師という」とあり、「真言宗智山派僧侶及び教師規定」には「教師は高等学校卒業程度以上の学力を有して、入壇以上の行位を履修した僧侶に限る」とある。教義を教え、伝え、広めるといった教師の役割は記されていない。今日も「教師」という呼称は僧階として定着しているが、その真義はほとんど問われてこなかったように思われる。

まとめにかえて

本稿では、明治・大正期における「教学」の用例を追い、「教師」の定義を考察してきた。各項のまとめはすでに述べたため、ここではその内容から智山派における「教学」の用例を図化しまとめにかえる。

私たちが自明のごとく言葉にする「**教学**」には、近代日本の様々な背景が絡み合っている。これからの「**教学**」を見据えるとき、もちろん事相や実践的側面に基づくべきであるが、同時に**教義**を学び伝えていくこと、また**宗義**を他宗教や思想的立場、一般の人々に敷衍することも明治以降課題とされた「**教学**」の領域である。布教と学問の一致という近代的な宣揚を反省しながらも、現代的にその道を開く努力をする必要があるだろう。

〈キーワード〉 教学二途 教師 教導職 宗制 密厳教報 六大新報



註

- (1) 宮坂宥勝「智山教学について―序説―」〔現代密教〕第九号、平成九年）八頁。
- (2) 同、三十四頁。
- (3) 田中悠文「近代的仏教々団としての「真言宗智山派」の成立―「教学」の問題をめぐって―」〔現代密教〕第二十四号、平成二十五年）二二八―二三〇頁。
- (4) 『溪嵐拾葉集』大正藏二四一〇「教學ノ輩ハ入自文字云テ下之」五三六上。「教學ノ人ハ立道理故ニ墮ス共ノ義」五三九中。
- (5) 『溪嵐拾葉集』大正藏二四一〇「不立文字宗故天台教學ト之」五三三中。「即身頓悟ノ義教學所談超過スル者乎」五三二上。
- (6) 『正法眼藏』大正藏二五八二、二二六下、一〇七下。
- (7) 田中前掲論文、二二二頁。
- (8) 同、一三三頁。
- (9) 「安心試験の成績」「教学研究会の効能」〔密教教報〕第四号、明治二十二年十月十二日）三十一頁。
- (10) 「教学研究会」〔密教教報〕第十六号、明治二十三年五月二十五日）三十一頁。
- (11) 「研究会」〔密教教報〕第四十九号、明治二十四年十月十二日）三十四頁。
- (12) 斎藤隆現「密教の教学を論じて宗門の拡大を謀る」〔密教教報〕第五〇号、明治二十四年十月二十五日）一頁。
- (13) 「教学」〔密教教報〕第六十二号、明治二十五年四月二十五日）、一頁。
- (14) 安東信慧編『新義真言宗智山派宗典』（智嶺新報社、一九〇六）七頁、一七二―一七三頁。
- (15) 福田昌健編『豊山派宗憲宗規』（加持世界社、一九二二）四頁。
- (16) 『六大新報の本領』（『六大新報』第一号、明治三十六年七月二十六日）一頁。
- (17) 土宜法龍「祖風宣揚会の設立に就て」同右。
- (18) 『宗学発揮』（『六大新報』第一五四号、明治三十九年七月二十二日）一―二頁。
- (19) 羽峰「立教の精神と教学の方針」〔『六大新報』第二二四号、明治四〇年九月二十九日）三頁、（同第二一五号、明治四〇年十月六日）三―四頁。
- (20) 大正大学五十年史編纂委員会編『大正大学五十年略史』（大正大学五十年史編纂委員会、一九七六）十八頁。
- (21) 小野国松編『浄土宗制規類纂』（一八九二）十一頁。
- (22) 伊藤恵濟編『浄土宗現行宗制法規類纂』（三省書房、一九九五）一〇一―一〇二頁。
- (23) 中村周啓編『浄土宗制規類聚附・宗制義解』（浄土教報社、一九九八）一四三頁。
- (24) 『配紙』一六九一葉（大谷大学百年史編集委員会編『大谷大学百年史』大谷大学、二〇〇一）九〇―九十一頁。
- (25) 前掲『大谷大学百年史』、一〇三―一〇八頁。
- (26) 大谷派本願寺文書科編『真宗大谷派宗門時言』（一九〇〇）

- 四三二～四三三頁。
- (27) 吉川正通「明治初期の社会教育の一考察(一) 教導職について」(『社会問題研究』一九六八、一八一～四) 四十六頁。  
明治六年十一月二十七日教部省布達「大教院并中教院規則」  
〔第六條 教導職ハ一身ヲ以テ衆庶ノ模範ト為レハ品行人望學識講義篤志ノ五科ヲ以テ檢査シ撰擧スル事〕(『太政類典』第二編、第二五〇卷、国立公文書館蔵)。小平美香「国民教化政策と女教院」(『人文』十号、二〇〇一) 一九〇頁
- (29) 小川原正道「大教院の制度と初期の活動」(『武蔵野短期大学研究紀要』第十六輯、二〇〇二) 一三三頁。
- (30) 吉川前掲論文、同頁。
- (31) 前掲『浄土宗制規類纂』十一頁。
- (32) 前掲『浄土宗現行宗制法規類纂』一四九頁。
- (33) 前掲『浄土宗制規類聚附・宗制義解』一九六～一九七頁。
- (34) 前掲『真宗大谷派宗門時言』一六〇～一六九頁。
- (35) 『天台宗憲章並宗則』(天台宗務序、一九〇九) 二十七～二十九頁。
- (36) 照円編『新義真言宗智山派法規類篇』(智嶺新報社、一九〇三) 八～九頁。
- (37) 安東信慧編『新義真言宗智山派宗典』(智嶺新報社、一九〇六) 八～九頁。
- (38) 角田頼恵編『新義真言宗智山派宗典』(智嶺新報社、一九二二) 八頁。
- (39) 同、五〇～五十一頁。
- (40) 福田昌健編『豊山派宗憲宗規』(加持世界社、一九二二) 五頁、七十五頁。
- (41) 真言宗高野派宗務所編『高野派宗制寺法並宗規』(一九二一) 七～九頁。
- (42) 古義真言宗宗務所編『古義真言宗宗制類纂』(古義真言宗宗務所、一九三二) 十一、三〇八頁。
- (43) 和田性海編『高野山大学五十年史』(高野山大学校友会、一九三六) 三十六頁、六十九頁。なお、高野山では、明治十九年に新義派が独立したことをきっかけに、高野山に古義大学林を開校したが、高野派の独立にともない明治三十三年に東寺に移された。高野山には新たに真言宗聯合大学林が発足する。翌年真言宗各宗派聯合大学林と改称、明治四十二年に真言宗聯合高野大学、大正三年に真言宗聯合高野山大学、大正四年から十五年までは真言宗高野山大学に改称しつつ、そのカリキュラムも変化している。

※本稿における傍点は強調のため任意に付けた。引用文の傍点も筆者が便宜的に付したものである。